平成２７年（フ）第２号
兵庫県高砂市神爪１丁目13番33－102号サティ宝殿
債務者　高松　祐輔
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５号
奈良市学園大和町６丁目696番地　サザンヒルズ学園前２－203号
債務者　藤井　宏子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９６９号
広島市中区吉島東１丁目14番14－２号
債務者　小山住建こと　小山　　**茂**
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号
福岡県飯塚市椿613番地１　カメリアグランデⅡ105号、前住所福岡県飯塚市伊川752番地２
債務者　清水　綾子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１３号
北九州市小倉北区下到津４丁目９番２－1002号
債務者　戸高　裕子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２９号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓3882番地30
債務者　野元　千鶴
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原5345番地23
債務者　松原　　孝
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
秋田県北秋田市小又字新屋布61番地
債務者　森川香穂理
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１号
群馬県桐生市東６丁目４番20号
債務者　萩口　佳昭
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３７９号
金沢市材木町８番３号、従前の住所金沢市田井町７番３号、従前々の住所金沢市材木町23番13号
債務者　吉田　光良
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０８号
三重県津市阿漕町津興1081番地２　プレジール結城310、住民票上の住所三重県鈴鹿市若松東１丁目10番34号オーシャンビュー若松Ｃ203号
債務者　戸﨑　和之
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４５号
三重県四日市市山田町3452番地２、前住所三重県四日市市滝川町14番９号　パサージュＢ－102
債務者　**今**村　洋介
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５６号
三重県四日市市富田２丁目10番18号
債務者　林　　迪代
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
三重県四日市市昌栄町７番９号
債務者　岡本　　好
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８３０号
京都府長岡京市滝ノ町１丁目７番９号　コーポ季子302
債務者　石田　由美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０４号
京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地
債務者　川部　主計（旧姓信樂）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８１号
京都市伏見区久我東町201番地１　久我のもり市営住宅１棟501号
債務者　片山　和正
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係